

# 石川県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(平成 26 年石川県規則第 30 号 : H26. 10. 6 公布)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年石川県条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事監視製品の販売等の届出等)

第 2 条 条例第 12 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 1 号による届出書を提出して行うものとする。

2 条例第 12 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 知事監視製品の販売、授与又は販売若しくは授与の目的で所持（以下「知事監視製品の販売等」という。）をする場所の名称及び所在地

二 届出年月日

3 条例第 12 条第 3 項の規則で定める書面の様式は、別記様式第 2 号のとおりとする。

4 条例第 12 条第 6 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 販売若しくは授与又は購入若しくは譲受け（以下この項において「販売等」という。）をした知事監視製品を特定できる情報

二 販売等をした知事監視製品の数量

三 知事監視製品の販売等をした相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）

四 知事監視製品の販売等をした年月日

5 条例第 12 条第 8 項の規定による届出は、別記様式第 3 号による届出書を提出して行うものとする。

6 条例第 12 条第 9 項の規定による届出は、別記様式第 4 号による届出書を提出して行うものとする。

7 条例第 12 条第 10 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 知事監視製品の販売等をする場所の名称及び所在地

二 届出年月日

三 条例第 12 条第 8 項の規定による届出に係る変更年月日

四 条例第 12 条第 9 項の規定による届出に係る知事監視製品の販売等をしなくなった年月日

(知事監視製品の購入等の手続)

第 3 条 条例第 13 条第 1 項の規則で定める書面の様式は、別記様式第 5 号のとおりとする。

(正当な理由がある場合)

第 4 条 条例第 17 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる用途に供するために同条各号に掲げる行為をする場合とする。

一 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政

法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

- ホ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設又は獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項に規定する診療施設
- 二 学術研究又は試験検査の用途（前号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用される場合以外の場合に限る。）
- 三 条例第 20 条第 1 項に規定する試験の用途
- 四 犯罪鑑識の用途
- 五 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）
- 六 工業用の用途
- 七 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがないと認める用途

（警告）

第 5 条 条例第 18 条第 1 項の規定による警告は、別記様式第 6 号により行うものとする。

（立入調査をする職員の証明書）

第 6 条 条例第 20 条第 3 項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第 7 号のとおりとする。

（石川県薬物審査会）

第 7 条 石川県薬物審査会（以下「審査会」という。）は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、審査会に付議すべき事案につき、審査会の会議を開くいとまがないと認めるときは、持ち回り審議をもって審査会の審議に代えることができる。
- 5 審査会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（書類の経由）

第 8 条 条例第 12 条第 1 項、第 8 項及び第 9 項の規定により知事に提出する書類は、知事監視製品の販売等をする場所の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、金沢市の区域内に所在するものにあつては、この限りでない。

- 2 条例第 14 条第 1 項の規定により知事に提出する書類は、その書類を提出する者の住所地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、金沢市の区域内及び県外に住所を有する者にあつては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第 2 条から第 6 条まで、第 8 条、次項及び附則第 3 項の規定は、条例附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 条例附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から平成 26 年 11 月 24 日までの間

における第 4 条第 5 号の規定の適用については、同号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とあるのは「薬事法」とする。

(石川県事務委任規則の一部改正)

- 3 石川県事務委任規則（昭和 35 年石川県規則第 61 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 2 保健所長の項第 14 号の次に次の 1 号を加える。
  - 14 の 2 石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年石川県条例第 38 号）
    - 1 第 18 条第 1 項の規定による警告
    - 2 第 20 条第 1 項の規定による報告の徴収等
    - 3 第 20 条第 2 項の規定による立入調査等

別記様式第1号（第2条関係）

知事監視製品販売業届出書

年 月 日

石川県知事 様

住 所  
（所在地）

ふりがな  
氏 名  
（名称及び代表者氏名）

印

電話番号 （ ）

石川県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

知事監視製品の販売等をする場所の名称	
知事監視製品の販売等をする場所の所在地	
備 考	

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができる。

別記様式第2号（第2条関係）

説 明 書

年 月 日

購入者又は譲受者 様

住 所  
(所在地)

ふりがな  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)

印

電話番号 ( )

石川県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり交付します。

知事監視製品を販売し、又は授与した相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）		
知事監視製品を販売し、又は授与した年月日		
販売し、又は授与した知事監視製品の名称等及び数量	名称等（知事監視製品を特定できる情報）	数 量
説 明 事 項	<input type="checkbox"/> 個人の場合 販売し、又は授与した知事監視製品は、吸入、摂取その他の方法により身体に使用しないこと。	
	<input type="checkbox"/> 法人の場合 販売し、又は授与した知事監視製品は、吸入、摂取その他の方法により身体に使用させないこと。	
備 考		

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「説明事項」欄は、該当する箇所の方に印を付すこと。
- 3 販売業者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができる。

別記様式第3号（第2条関係）

知事監視製品販売業変更届出書

年 月 日

石川県知事 様

住 所  
(所在地)

ふりがな  
氏 名

印

(名称及び代表者氏名)

電話番号 ( )

石川県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

知事監視製品の販売等をする場所の名称			
知事監視製品の販売等をする場所の所在地			
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日			
備 考			

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができる。

別記様式第4号（第2条関係）

知事監視製品販売業廃止届出書

年 月 日

石川県知事 様

住 所  
(所在地)

ふりがな  
氏 名 印  
(名称及び代表者氏名)

電話番号 ( )

石川県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

知事監視製品の販売等をする場所の名称	
知事監視製品の販売等をする場所の所在地	
廃止年月日	
備 考	

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができる。

別記様式第 5 号（第 3 条関係）

誓 約 書

年 月 日

販売業者（石川県知事） 様

住 所  
（所在地）

ふりがな  
氏 名  
（名称及び代表者氏名）

印

電話番号 （ ）

石川県薬物の濫用の防止に関する条例第 13 条第 1 項（第 14 条第 1 項）の規定により、次のとおり提出します。

知事監視製品を購入し、又は譲り受けた相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）又は店舗の名称及び所在地		
知事監視製品を購入し、又は譲り受けた年月日		
購入し、又は譲り受けた知事監視製品の名称等及び数量	名称等（知事監視製品を特定できる情報）	数 量
誓 約 事 項	<input type="checkbox"/> 個人の場合 購入し、又は譲り受けた知事監視製品は、吸入、摂取その他の方法により身体に使用しないことを誓約します。  <input type="checkbox"/> 法人の場合 購入し、又は譲り受けた知事監視製品は、吸入、摂取その他の方法により身体に使用させないことを誓約します。	
備 考		

注意事項備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 「誓約事項」欄は、該当する箇所のおにレ印を付すこと。
- 3 提出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができる。



第 年 月 日  
号

様

石川県知事



警 告 書

下記の行為は、石川県薬物の濫用の防止に関する条例第 18 条第 1 項第 号に該当するので、同項の規定により警告する。

記

1 日 時

2 場 所

3 内 容

（表）

石川県薬物の濫用の防止に関する条例 第20条第3項の規定による身分証明書		第	号
写 真	所属		
	職名		
	氏名		
交付年月日	年	月	日
石川県知事			印

（裏）

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくは知事監視製品又はこれらに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、若しくは広告し、若しくは第17条第5号の場所を提供し、若しくはあつせんする者その他の関係者から必要な報告を求め、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.3センチメートル、横8.5センチメートルとする。